

戦後・被爆70年 安倍政権は平和と暮らし守れ

戦争法案も核兵器も原発もNO

核兵器廃絶に逆行する「戦争法案」 安倍首相は被爆者の要求「拒否」

- ◆日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)は8月5日、「被爆70年 広島・長崎宣言 今こそ核兵器のない世界を!」を発表し、核兵器廃絶を求める世界の流れに背く、戦争法案を厳しく批判しました。
- ◆被爆者団体の代表は翌8月6日、「最近の政府の施策には長年の被爆者の願いに反するものがあり、危惧と懸念を禁じえません」などと、核兵器廃絶と戦争法案反対を安倍首相に訴えました。
- ◆しかし、安倍首相は、「万が一の備えも怠ってはならない。国民の命と平和な暮らしを守りぬくために不可欠だ」として拒否しました。

原発再稼働「反対」世論は6割 この夏 猛暑でも電力は足りている

- ◆政府は、川内原発を再稼働に踏み切ろうとしています。周辺の多くの住民のみなさんは不安を訴え、世論は再稼働中止を求めています。
- ◆しかし政府は、「原子力規制委員会により新基準に適合することが確認された」(8/7 衆院予算員会の安倍首相答弁)などと世論に背く無責任な発言を繰り返しています。
- ◆毎週金曜日の「官邸包囲行動」は3年4カ月で158回を数えています。行動を呼びかけてきた「首都圏反原発連合」は、「超緊急! 0811 川内原発再稼働反対 首相官邸前抗議」「川内原発再稼働反対! 0813 九州電力東京支社前大抗議」行動を呼びかけています。

安倍首相と自公与党に 願いを届けましよう

内閣総理大臣 安倍晋三 様
自由民主党・公明党 御中

平和と暮らし 守る政治を

わたしは、長野地区で働く労働者です。今、政府と与党のみなさんは、安全保障関連法案、派遣法や労働基準法の「改正」法案を成立させようとしています。
しかし、安全保障関連法案は、日本を「戦争する国」にしてしまう「戦争法案」です。世論調査の数字は、法案への不安や疑問をはっきりと示しています。また、派遣法や労働基準法の「改正」法案は、「正社員ゼロ・生涯派遣法案」「残業代ゼロ・過労死促進法案」です。わたしたち労働者は、「モノ」ではありません。
日本の平和と暮らしを守る政治を行っていただくことを、政府と与党のみなさんに、心からお願いします。

2015年 月 日

住所	
氏名	

<わたしの一言> ※よろしかったら家族からの一言も。

【取扱い団体】長野地区労働組合総連合(長野労連)
連絡先: 長野労連 〒380-0838 長野市県町593 高校教育会館1F

★右は、長野労連で提起しているわたしと家族の一言のとりぐみです。加額台の提起にそって進めましよう。
(加額台により、とりぐみ方法を異なる場合があります)

- 人事院勧告: 生活改善につながらない低額勧告
 - 最低賃金目安: 低すぎる答申額、地域格差も拡大
- 【裏面に、全労連談話掲載】

裏面もご覧ください

最低賃金 全労連談話(7/29)

1. 中央最低賃金審議会目安小委員会は7月29日早朝、2015年度の地域別最低賃金額の改定目安をAランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円とする内容を取りまとめた。

Aランクは昨年と同額、B・C・Dランクは時給表示に統一されて以降で最高の上積み額となるが、仮に目安通りに改定されたとしても、加重平均は18円増の798円に過ぎず、不十分な額といわざるを得ない。厚労省は「生活保護との逆転は解消した」と宣伝するが、まやかしの計算方法による言い逃れであり、この額ではフルタイム働いても生活保護基準以下の収入にしかならない。

雇用戦略対話の政労使合意で、速やかに到達すべき額とされた800円をクリアした地方は、3府県増えて7都府県となったが、700円台24道県、600円台も16県残っており、目標達成には遠い道のりである。

厚労省は、「格差の広がり幅を圧縮した」として、最低額は693円、最高額は907円であり、その格差は、昨年までの211円から214円に、3円ひろがる。地域疲弊の元凶ともなっている地域間格差のさらなる拡大はとうてい容認できない。

2. 安倍内閣は今年を目安審議にあたって、「経済財政運営と改革の基本方針2015」および「日本再興戦略」で特段の配慮を求めた。

しかし、労働者側委員が消費者物価上昇分と15春闘の賃上げ成果を合わせた「50円の引き上げ」を要請した翌日、内閣府は「最低賃金を10円、20円引き上げた場合の経済効果」とする資料を発表し、労働者側の要求額に応えない姿勢を示した。それに勢いを得た使用者側委員は、昨年並みの改定すら拒否し、小規模企業の「賃金改定率0.9%」を目安の根拠にすべきとし、さらに中国やギリシャの経済不安まで持ち出して、昨年を上回る目安はあり得ないと主張した。

この経過からも、安倍政権の姿勢が厳しく問われなければならない。下請中小企業に低単価を押しつけ、大企業が史上空前の利益をあげている状況だからこそ、大企業のさらなる蓄財に手を貸すのではなく、中小企業支援を強めながら最低賃金を大きく引き上げ、国民の消費購買力を高めることで経済の好循環を実現すべきだったと、強く指摘しておく。

3. 目安答申を受けて、各都道府県の最低賃金審議会の調査審議がスタートする。各地方の審議会には、大企業の利益を増大させるために地域の低賃金構造の温存をもくろむ財界・多国籍企業の要求をはねのけ、中賃目安を大きく乗り越える改定を実行するよう求める。

とりわけ、格差是正のためにC・Dランク県での大幅な引き上げを強く要請する。そして、目安段階で798円となった加重平均を、地方最低賃金審議会の審議を通して800円台に乗せていくことを求めていく。

全労連は、最低賃金1000円以上・全国一律最賃制度の実現を展望し、金額改定の最終場面まで旺盛な運動にとりくむよう、全国の仲間呼びかけ、多くの未組織労働者と共同して奮闘する決意である。

人事院勧告 全労連談話(8/7)

人事院は昨日6日、2015年度の国家公務員給与に関する勧告をおこなった。

民間給与との比較で、月例給で0.36%（平均1,469円）、一時金で0.10月下回っているとして、昨年に引き続き俸給表の水準と一時金の引き上げを勧告した。初任給を2,500円引き上げ、若年層を同程度改善し、高齢層も含めすべての俸給号俸を引き上げた。24年ぶりの2年連続引き上げは、公務・民間が一体となったねばり強いたたかひの貴重な到達点である。

しかし、物価上昇下での生活実態の悪化や内需拡大の必要性を踏まえた実質賃金の引き上げ要求や2015年国民春闘全体の到達点からみれば、公務労働者の暮らしをかえりみない極めて不十分な引き上げといわざるを得ない。また、2014年勧告によって本年4月から「給与制度の総合的見直し」で平均2%、高齢層では最大4%も賃金が削減され、経過措置として支給額が据え置かれているもとの、実際には多くの公務労働者が引き上げにならない。

くわえて今次勧告では、「給与制度の総合的見直し」に盛り込まれた「地域間格差の拡大」に関して、3年間の段階的実施からの前倒し実施が打ち出されたが、認めることはできない。賃金の地域間格差は現状においても、若年労働者の地方からの流出を招き、地域経済が衰退する要因となっており、その是正こそが民間労働者や地域の事業者、自治体の切実な声である。同時に、公務員給与における職務給の原則をゆがめ、人事異動に弊害を引き起こすものでもある。

人事院はまた、すべての職員を対象に「フレックスタイム制」の導入を勧告した。しかし、労働者が自ら出退勤時間を管理できるものとされている民間労働者の制度とは異なり、公務労働者の場合は、窓口業務や他の機関との調整、国会対応等によって勤務時間が大きく左右される。それが、超過勤務の実効ある削減がすすまない要因ともなっている。そうしたもとの一方的な「フレックスタイム制」の導入は、実際の労働時間を変えずに時間外手当だけを削減するものにならざるを得ない。さらに、安倍政権が「高度プロフェッショナル制」など「労働時間に関係なく成果で」はかる賃金制度を提唱し、改悪法案を提出しているもとの、8時間労働制の大原則を先行してなし崩しにするものでもある。

人事院は、労働基本権制約の代償機関である。そうであるなら、公務労働者の切実な要求に正面から向きあい、職員からの信頼を取り戻す本来の役割発揮をめざすべきである。

全労連はあらためて、「給与制度の総合的見直し」と「フレックスタイム制」の中止・撤回を強く求める。また、非常勤職員の処遇を早急に改善するとともに、定年延長、再任用・再雇用問題を検討するにあたっては、その社会的な影響の大きさもふまえ、ひろく利害関係のある労働組合の意見を聞き、慎重な検討をおこなうべきである。憲法とILO勧告にもとづいて、公務労働者の労働基本権を早急に回復するよう強く要請する。